二　運転記録（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。） ［イ～ヌ　略］	［略］	［略］
三　燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。） ［イ～チ　略］	［略］	［略］
四　［略］	［略］	［略］
五　放射線管理記録 イ　原子炉本体（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（同項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中一回。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎日一回とし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎週一回とする。	［略］
［ロ～ル　略］	［略］	［略］
［六～八　略］	［略］	［略］
九　廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称	法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	［略］
［十～十三　略］	［略］	［略］

［2～6　略］

7　第一項の表第五号リ及びヌ、第六号、第九号並びに第十二号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（発電用原子炉施設の巡視及び点検）

第八十条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

［一～三　略］

二　運転記録（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。） ［イ～ヌ　同上］	［同上］	［同上］
三　燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。） ［イ～チ　同上］	［同上］	［同上］
四　［同上］	［同上］	［同上］
五　放射線管理記録 イ　原子炉本体（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中一回。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎日一回とし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎週一回とする。	［同上］
［ロ～ル　同上］	［同上］	［同上］
［六～八　同上］	［同上］	［同上］
九　廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称	法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	［同上］
［十～十三　同上］	［同上］	［同上］

［2～6　同上］

7　第一項の表第五号リ及びヌ、第六号、第九号並びに第十二号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（発電用原子炉施設の巡視及び点検）

第八十条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

［一～三　同上］